

新		旧	
第2条	(知的障害者) 第2条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（自治体により発行されたカード様式のものを含む）の交付を受けている者、若しくはスマートフォン用アプリケーション等で療育手帳と紐づいた電磁的記録を所持する者をいう。	第2条	(知的障害者) 第2条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（自治体により発行されたカード様式のもの、スマートフォン用アプリケーション等電磁的記録によるものを含む。以下同じ）の交付を受けている者をいう。
第2条	2 前項の知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。 (1) 第1種知的障害者とは次に掲げる者をいう。 イ. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 ロ. 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者	第2条	2 前項の知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分する。 (1) 第1種知的障害者とは次に掲げる者をいう。 イ. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者 ロ. (肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者
第4条	第4条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独または12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する	第4条	(割引乗車券の種類) 第4条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独で若しくは介護者とともに乗車する場合又は12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する
第4条	(割引乗車券の種類) 第4条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (2) 定期乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合および12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する	第4条	(割引乗車券の種類) 第4条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する
第4条	(割引乗車券の種類) 第4条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (3) 回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合および12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する	第4条	(割引乗車券の種類) 第4条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (3) 回数乗車券 第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する
第5条	(取扱区間) 第5条 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線および連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。	第5条	(取扱区間) 第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが101キロメートル以上の区間に限る。
第5条	2 第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合の普通乗車券および回数乗車券の割引は当社線区間に限る。	第5条	<新設>
第6条	(割引率) 第6条 知的障害者および介護者に対する割引率は5割とし、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (注) 知的障害者が6歳未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引きを行う。	第6条	(割引率) 第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は5割とし、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 (注) 知的障害者が6歳未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引きを行う。
第6条	2 連絡乗車券における割引きの計算方法は、「連絡運輸取扱規程」による。	第6条	<新設>
第9条	(旅客運賃払戻し及び乗車変更) 第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合でなければ取扱いをしない。 2 削除 3 削除	第9条	(旅客運賃払戻し及び乗車変更) 第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合でなければ取扱いをしない。 2 既に購入した介護付用乗車券を1名のみ乗車に使用する場合は、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券をともに所持していれば乗車できる。ただし、は数計算により正規運賃額に不足を生じた場合は、その不足額を収受するものとする。 3 前項の場合であって、片道の乗車距離が101キロメートル以上のときは、当該の介護付用乗車券を払い戻したうえ、券面に〇療の表示を施すことで身体障害者単独で使用することができる。